

平成24年第4回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成24年 4月25日(水)
午後 3時00分 から 午後 3時45分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(15名)

1番	木村茂人	2番	塚田修彦
3番	後藤政次	4番	小野三幸
5番	大仁田金次	6番	松本良明
7番	田中文彦	8番	内尾明美
		10番	高道修二
11番	山本政人	12番	錦戸幸春
13番	宮崎敬三	14番	山下時義(職務代理者)
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(1名)
西田 悟
5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第70号 農地移動適正化あっせん基準の変更について
日程第3. 議案第71号 農用地利用集積計画の認定について
日程第4. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

7. 会議の概要

1, 開 会

議 長 こんにちは
(岡 村) 定刻になりましたので、ただ今から平成24年第4回の農業委員会総会を開会致します。本日は9番の西田委員さんが欠席ですが、総会は成立しております。

4月の新年度に入り気持ちも新たにがんばっていきたいと考えております。

田植えもほぼ終わり一息ついていただけることと思います。農業委員会職員の移動がありまして新たに坂本氏、田尻氏が赴任されました。農業委員会の任務を勉強され法令に基づいた公平かつ適正な農地教正が出来ますようお願い申し上げます。

2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議事日程第1の議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

(異議なし)

異議無しということでございますので、12番錦戸委員さんと14番山下委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名致します。

3, 議 事

それでは、議事に入ります。議事日程第2議案第70号農地移動適正化あっせん基準の変更についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案第70号、農地移動適正化あっせん基準の変更について説明
(坂 本) いたします。

3ページをお開き下さい。

これは平成23年4月1日付けで別紙の新旧対照表のとおり農地移動適正化あっせん事業実施要領がアンダーラインで示している一部が変更となっております。

①につきましては法律の改正により条項が変更になっているものと、農地利用集積円滑化団体が加えられております。条項が変更

なっても内容は同じ内容となっております。

②は農地保有合理化法人に等が付け加えられております。

③ですが経営構造対策事業が経営体育成支援事業へ事業名が変更となっております。

4ページをお開き下さい

4の特別基準についても③と同様でございます。

この改正によりまして本町のあっせん基準も7ページから9ページのように変更をしております。

アンダーラインのところの変更となっております。

戻りまして5ページをお開き下さい。

あっせん基準の変更によりましてあっせん譲受等候補者の変更をしております。

これは、前回の改正時点からの変更であります。

1は認定農業者の追加16名を掲載しております。

荅北町の現在の認定農業者数は全体で83名であります。

2は認定農業者の減少を掲載しております。

9名の減少であります。この中で要因は死亡、後継者への委譲、再認定を行わなかった、名義変更、規模縮小等がございます。

3のあっせん譲受候補者の追加は17名でございます。

4のあっせん候補者の消除は12名です。

これにつきましても2と同様でございます。

いずれも町の担い手名簿により掲載しております。

12ページをお開き下さい。

これは2010農林業センサスによる基準面積の見直しであります。2005年のセンサス結果では荅北町の平均耕作面積が82.

3アールでありました。2010年のセンサスの結果、荅北町の平均耕作面積は82.0アールでありましたので基準面積の変更はしておりません。

その下の目標面積につきましては、町の基本構想と整合性を図ることとなっておりますので基本構想と同じ目標面積を計上しております。

13ページ以降は荅北町のあっせん名簿を掲載しております。

このあっせん基準とあっせん候補者名簿につきましては町と農協からも意見徴取を行い県へ認可申請を行います。意見徴取する段階で変更等があった場合は変更することもありますことをご了解してい

ただき、今回町と農協への意見徴取を行い県へ提出をしてよろしいかとの案でございます。また県の認可を受けてからこのあっせん基準は効力を発生するもでございます。
ご審議をよろしく申し上げます。

議長 (岡村) ありがとうございます。この件につきましてご意見のあられる方は挙手をお願いします。

11番 (山本) はい (山本委員挙手)

議長 (岡村) はい。どうぞ

11番 (山本) 今新旧対照表がこうこうあってますということでしたが、文言がいくらか違ってはいますが、具体的にこの変更によって大きく変わることはあるわけですか。どうですか簡単で結構です。

事務局 (坂本) はい

議長(岡村) はい、どうぞ

事務局 (坂本) 先ほどご説明しましたとおり条項が変わっているということで、内容については変更があっておりません。

11番 (山本) はいわかりました

議長 (岡村) 認定農業者の減少が先ほど説明がありましたが、死亡されたり、申請をしなかったり、法人に移行されたり9名の方が減少ということになっております。

議長 (岡村) 他にご意見ございませんか

(ありませんの声)

議長 (岡村) ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成でございますのでこのまま認めたいと思います。

次に日程第3。議案第71号 農用地利用集積計画の認定について上程します。事務局に説明を求めます。

事務局
(坂本)

日程第3. 議案71号農用地利用集積計画の認定について説明します。

21ページをお開き下さい。

まず新規の案件ですが、利用権等の種類が利用権設定貸借権で設定の期間が6年8ヶ月、貸し手は個人で、借り手は21ページ記載の個人(株式会社)で設定を行う農用地は都呂々の畑で2筆3,954㎡です。

次に22ページですが転貸で利用権の種類が利用権転貸貸借権で設定の期間が6年8ヶ月貸し手は個人で借り手は円滑化法人です。農用地は坂瀬川の田2筆1,193㎡です。

次に23ページをお開き下さい。

これも転貸で利用権の種類が利用権転貸貸借権で設定の期間が10年8ヶ月です。貸し手は個人で、借り手は円滑化法人です。農用地は志岐の田で2筆1,614㎡です。2段目も同じ種類で期間も同じです。貸し手、借り手も同じとなっております。

農用地は志岐の田で1筆970㎡です。

次に24ページですこれも同じく転貸で利用権の種類が利用権転貸貸借権です。設定の期間が6年8ヶ月貸し手は円滑化法人借り手は有限会社です。農用地は坂瀬川の田で2筆1,193㎡です。

最後に25ページですが転貸で利用権の種類は利用権転貸貸借権で設定期間は10年8ヶ月です。貸し手は円滑化法人で借り手は個人です。農用地は一つ目が志岐の田で2筆1,614㎡ 二つ目が志岐の田で1筆970㎡です。

以上です。

議長
(岡村)

ありがとうございました。今事務局から利用権設定についての説明がありましたがこの件についてご意見のある方は挙手をお願いします。

10番	はい。(高道委員挙手)
議長 (岡村)	はい。どうぞ。
10番 (高道)	お尋ねをしたいと思います。私の認識不足かもしれませんが21ページの株式会社への賃貸契約が認められればはじめての案件だと思いますがその制限なり株式会社が取得をすることの制限なり規制とかありましたら教えていただければと思います。
議長 (岡村)	はいどうぞ
事務局 (坂本)	この株式会社〇ですけれども天草市に主たる事務所を置く会社法人となっております。主な業務内容は農産物の生産販売、農業再生等の業務で農業生産法人に近い業種となっております。今回この農地を選定した理由は地元の方でこの会社と取引のある生産者の紹介で高冷地であり冷涼な気候を生かし夏場の野菜栽培を目指しているということでした。会社の概要は生産拠点を天草市の有明町に加工拠点を天草市の旧本渡中学校の一角に構えられ従業員は7名随時パート雇用を3名程度計10名前後の体制を取っているということで、天草市にもこの株式会社との賃借権を結んでいるとのことでした。 天草市では3万62㎡の賃借をしているとのことでした。
議長 (岡村)	えーとこの法人には苓北町のどなたかからの照会があってこのようにしとらすとですか よろしゅうございますか
10番 (高道)	私が知りたいのはどれくらい認められるのか、制限があるのか、株式会社として。農産物を扱っているから取引をしてということであればですね農業者以外が賃貸契約を結ぶことですのでもしそこがわかればと思って質問したんですが。もしあのお後でも結構です次回の農業委員会でもその辺の制限があるのかなのか教えていただければと思います。

事務局	はい、ただいまの件については次回の農業委員会の時にまたご報告したいと思います。
議 長 (岡 村)	はい、それでよろしゅうございますか。 (はい) の声
議 長 (岡 村)	町外の方が借りられることは初めてのケースでございまして、それでは今の高道さんのご質問については次回の農業委員会で詳しく説明をお願いいたします。 他にございませんか ないようでございますのでこの件について賛成の方の挙手をもとめます。 (挙手多数)
議 長 (岡 村)	はい。ありがとうございました。 なかなかこの町外の株式会社あたりが農地を借りられるというのは利用権設定なんかが初めてのケースでございましてやはり委員の皆様方もおわかりづらい点があると思いますが次回の農業委員会で詳しく
1 1 番 (山本)	議長よかですか
議 長 (岡 村)	はいどうぞ
1 1 番 (山 本)	今の高道委員さんの質問は株式会社としてその賃貸借契約を結ぶのに無制限でいいのか制限はないのかとそういうことだったと解釈するんですが、例えば制限があるとするならいくらまでとはっきりせんと今思わず賛成をしてしまいました。それがそれにも関連してくるのではないかと思うんです。ですから次回は次回説明していただくのはそれでいいけれども実際決まっているのはどうなのかとそこら辺を今していただいた方がよろしいんじゃないですか。ちょっと何か見てもらえばわかるのではないですか。
議 長	わかりますか

(岡村)	<p>県の方にお尋ねをするということで、そっちはわかり次第ご報告をするようにしたいということで、議案につきましては以上でございますが、その他の項で事務局からお願いいたします。</p> <p>それでは、その他の事項についてご説明したいと思います。別紙のその他の事項をご覧ください。</p>
事務局 (坂本)	<p>(資料により説明する)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地法施行規則第32条1項6号に基づく届出(報告) 2 平成23年度農業委員会活動状況の点検評価について(報告) 3 平成24年度農業委員会の活動計画(案)について 4 熊本農業バックアップ大作戦の平成24年度計画(案)について 5 次回総会5月25日、金曜日の午前9時30分開催予定
議長 (岡村)	<p>先ほどの件についてただいま事務局が県に問い合わせをしておりますのでしばらく休憩いたします。</p>
議長 (岡村)	<p>それでは総会を再開いたします。先ほどの質問に対して事務局からお願いします。</p>
事務局 (坂本)	<p>先ほどの質問で上限の制限につきましては規定はないということで県からの回答を得ております。</p>
議長 (岡村)	<p>ただいま県の方に問い合わせたところ事務局から説明のありましたように上限の制約はないということだそうです。よろしゅうございますか</p>
10番 (高道)	<p>はい</p>
議長 (岡村)	<p>ありがとうございました。</p>
11番 (山本)	<p>法律はそうなっているということですが、ただ株式会社が取得するのに制限がないということであればもうあの一限りなく進出は可能だとなってきますと一般的な農業者は農業経営が脅かされるというそこら辺の守っていくというフォロー体制が何かあつとですかね。</p>

議長 (岡村) ようはわかりませんが法人あたりがよその天草市、上天草市に入って農業をするということについては今事務局の方から説明のありましたように上限の制約はないということですがやはり苓北町の農業経営を脅かすようなことになると農業委員会の方で検討をしていかないとと個人的には解釈をしております。

11番 (山本) そうしませんと農業委員会が何のためにあるのかという疑問が出てきます。

議長 (岡村) あくまでも農業委員会に上がってきたときに皆様のご意見をいただいて決めるというような方法を取った方がいいのではないかと現時点では私はそう思います。

以上をもちまして、平成24年第4回総会を閉会致します。

閉会 午後3時45分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____